

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更について

令和元年12月18日に議決を経た、旭支所庁舎耐震改修・複合化工事請負契約の金額の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和2年10月30日 専決

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の金額の変更の決定

旭支所庁舎耐震改修・複合化工事請負契約の金額を1,991,000円増額し、247,291,000円とする。また、完工期日を31日延長し、令和2年11月30日とする。